

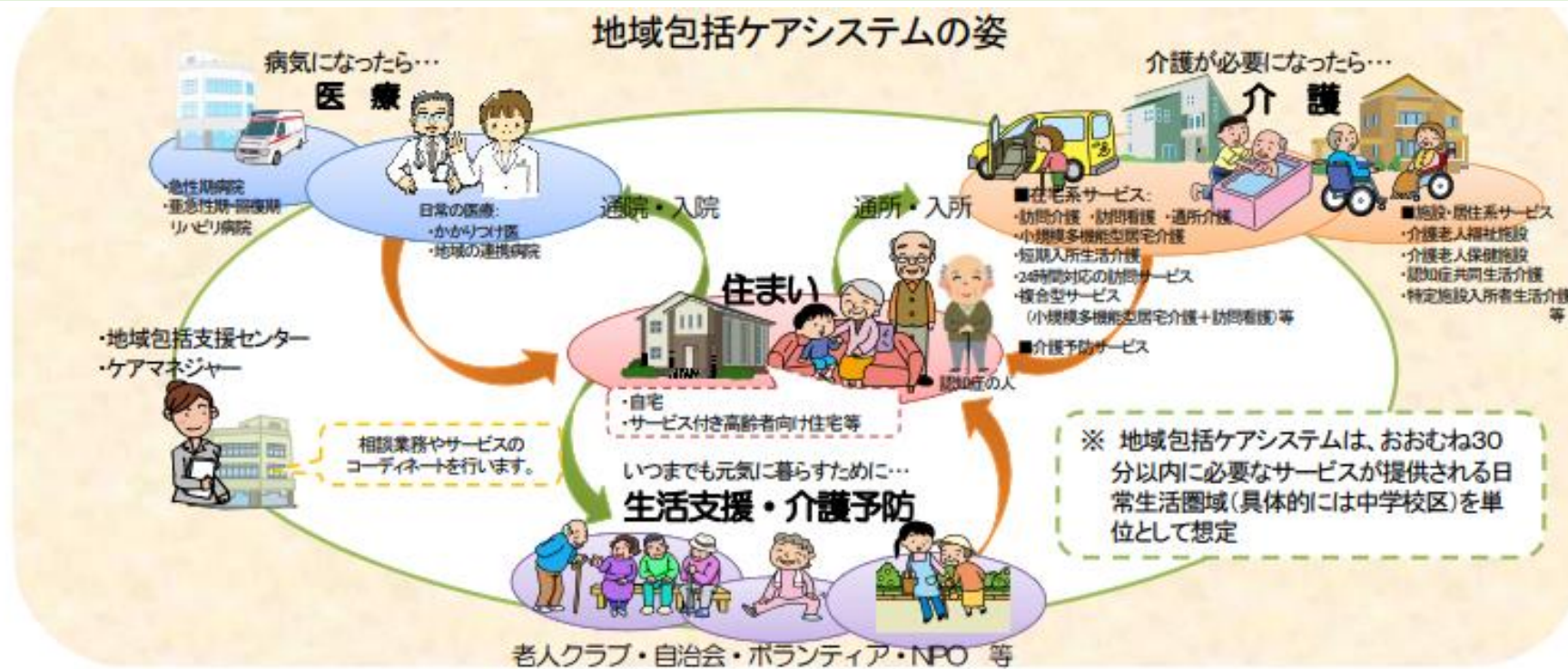
# 地域包括ケアを進める上での 課題について（実例）

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（みやこねっと）

令和4年9月26日

# 地域包括ケアを進めるうえでの課題提起

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現することとされています。



みやこねっとコアメンバー会議において、地域包括ケアを進める上での課題提起がありましたので、去る令和4年5月31日の在宅医療・介護連携推進協議会(P5～に資料掲載)等において検討しました。

# 事例について①

- ・がん終末期の60代男性が、急激に病気が進行、残された時間を自宅で過ごすことを希望。男性は独居、持ち家、現在、親族等とは連絡なし。
- ・病院MSW等が、在宅医、訪問看護、ケアマネジャー等の医療・介護職の手配し、身辺整理も急ぎたいとの本人希望で、弁護士の手配も行い退院。毎日、ヘルパー、訪問看護、在宅医などが訪問。
- ・退院後、病状は急速に進み、生活困難に。この間も在宅で最期を迎えることに意思は変わらず。退院から約10日後、訪問看護が定期訪問した際に亡くなっていた。

- ・死亡届の提出に必要な「死亡診断書」は在宅医が作成することとし、訪問看護師、ケアマネジャーが死亡届を提出しようとしたが、男性には、法律上、死亡届を提出できる者がおらず、区役所からは警察に相談するよう案内された。
- ・警察に相談するのは、本人の意思とは異なることから、病院のMSWが法務局（戸籍における区役所の上級官庁）に相談したところ、「死亡届」ではなく、「死亡記載申出書」を提出するよう提案される。区役所に伝えられ、手続きが進められた。

※「死亡記載申出書」…「届出人」がない場合に、法務局の許可を得て職権による死亡事項の戸籍への記載を申し出る手続き。法の規定はない。

## 事例について②

(70代女性。独居、持ち家、身寄り不明)

- ・近所の方から新聞が溜まっていると連絡あり、消防・警察が家にて倒れているところを見つけ救急搬送。
- ・救急搬送時に金銭や身寄りが分かるものがすぐに見当たらない状況。
- ・緊急搬送後、意識が戻らぬまま数日後には搬送先の病院で死亡。

- ・病院へ所持金なく入院し、意識が戻らぬまま亡くなったため、身寄りが不明のまま死後の手続きを進めざるを得なかった。
- ・病院で死亡のため、死亡届は病院にて提出されることとなった。
- ・葬儀について、親族不明のため、病院にて区役所保健福祉課（生活支援）に相談後、葬祭扶助での火葬を行わざるを得なかった。
- ・相続人等がわからないため空き家の問題が生じた。区役所まちづくり推進課に相談したところ、特定空き家に該当するため、所有者を調べ相続人調査を行うことができるが、調査に数か月以上の時間を要することになる。

# 課題について

## ○当事者の意思が尊重され、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける」ための準備・普及啓発

- もしもの時に備えて、自分の伝えておきたいことを記録しておくエンディングノートや安心カプセル等の作成及び啓発
- 任意後見人制度の普及啓発、ACP（愛称：人生会議）の啓発など

## ○在宅医療（在宅死含む）等にかかる理解について

- 在宅医療や介護を受けながら生活される方（独居含む）が増えており、本人が在宅医療・介護を望む場合、意見を尊重すべきとの理解に努める。
- 在宅で亡くなった場合は、不審死の疑いがぬぐえないことから警察を案内されがちになってしまう、在宅死でもかかりつけ医が死亡診断書を作成できる場合（生前に診療していた傷病に関連した死亡と認める場合）は、必ずしも警察に届け出る必要ないため、かかりつけ医の普及啓発をすすめる など。

## ○死後の備えについて

- 死亡届について、届出の段階で困らないよう、誰を届出人とするか等の準備。やむを得ず届出人が見つからなかった場合の区役所内(まずは届出の前に健康推進担当へ相談)・関係機関の連携をすること
- 任意後見人（死後事務：死亡届・相続人調査等）を事前に準備することの大切さの周知。
- 持ち家の場合、空き家になる可能性があるため、緊急連絡先等の確認を、区民・支援者に啓発し、理解してもらう。

## ○地域での支援体制

- 関係機関・地域で在宅医療・介護や困りごと等を把握し、共有することで連携して支援できる体制づくりを進める。



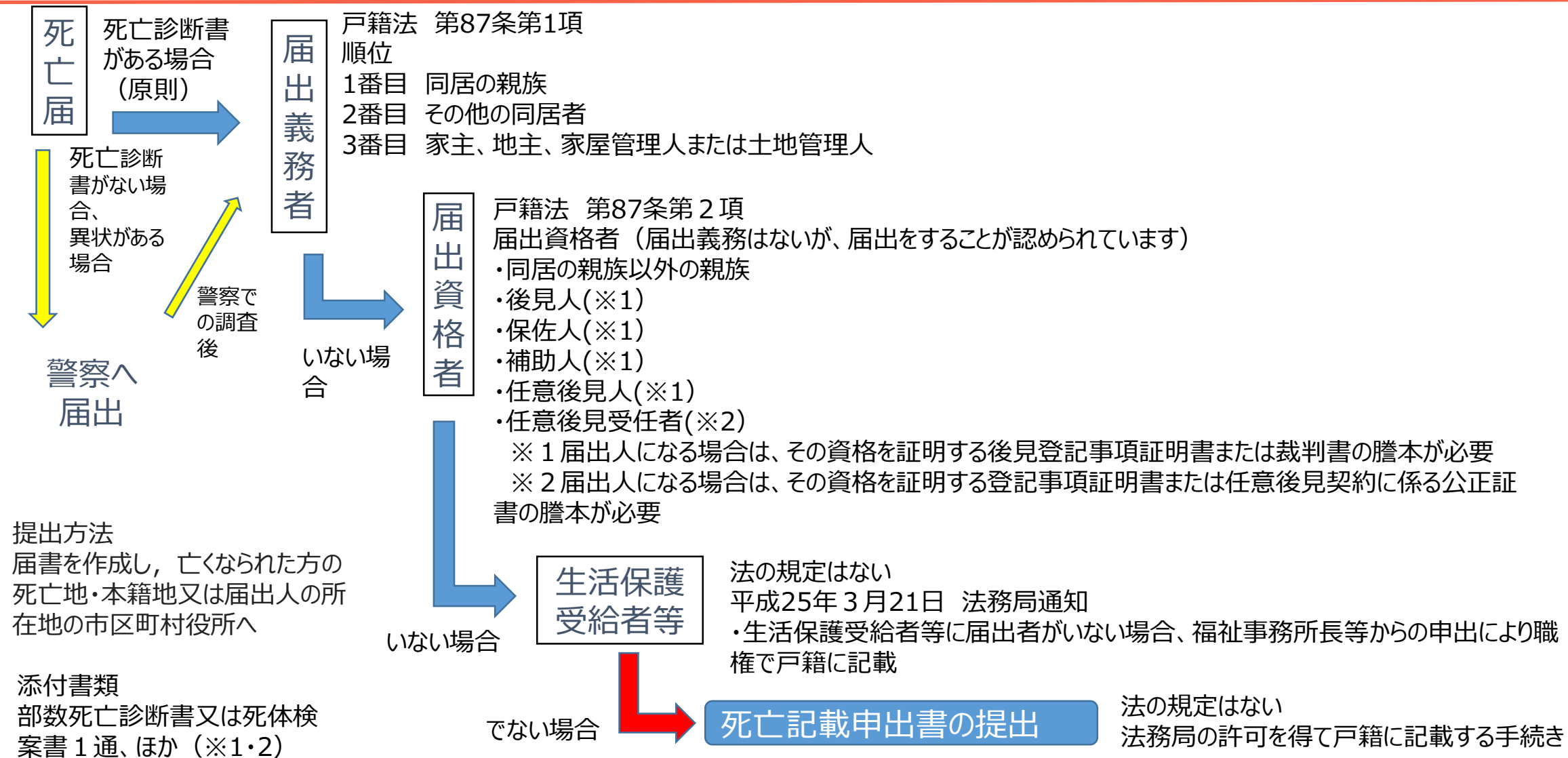
# 死亡届の手続きについて

都島区在宅医療・介護連携推進協議会 資料

令和4年5月31日



# 死亡届の手続きについて





# 死亡診断書について

死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル 厚生労働省 令和4年度版 より

○医師は、「自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合」には「死亡診断書」を、それ以外の場合には「死体検案書」を交付してください。

○ 交付すべき書類が「死亡診断書」であるか「死体検案書」であるかを問わず、異状を認める場合には、所轄警察署に届け出てください。その際は、捜査機関による検視等の結果も踏まえた上で、死亡診断書もしくは死体検案書を交付してください。  
→診療していた傷病に関連し死亡と診断され、異状がないと判断された場合は、死亡診断書が交付される。（必ずしも）警察届けることになっていない。

○最終の診察後24時間以内に患者が死亡した場合においては、これまで当該患者の診療を行ってきた医師は、死亡後に改めて診察を行うことなく「生前に診療していた傷病に関連する死亡であること」が判定できる場合（※）には、医師法第20条ただし書の規定により、死亡後に改めて診察を行うことなく、死亡診断書を交付できます

※ 医師が、死亡後に改めて診察を行うことなく「生前に診療していた傷病に関連する死亡であることが判定できる場合」としては、たとえば当該患者の死亡に立ち会っていた別の医師から死亡状況の詳細を聴取することができる等、ごく限られた場合であることにご留再校 意ください。なお、このような場合であっても、死亡診断書の内容に正確を期するため、死亡後改めて診察するよう努めて下さい。

○医師は、自ら診察しないで診断書を交付することが法律で禁止されています（医師法第20条）。ここでいう「診断書」には、死亡診断書も含まれます。

○ 診療中の患者が死亡した場合、これまで当該患者の診療を行ってきた医師は、たとえ死亡に立ち会えなくとも、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、医師法第20条本文の規定により、死亡診断書を交付することができます。この場合は死体検案書を交付する必要はありません。

# 成年後見人制度の説明

・法定後見制度…家庭裁判所により、本人の援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任。次の方を対象。

後見人…精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方

保佐人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方

補助人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である方

・任意後見制度…本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

任意後見受任者は、契約を結んだ任意後見開始前の者。

→今回の場合でいうと、任意後見契約をしていれば届出ができた。